

陳 情 文 書 表

5 陳情第 36 号

地方税法 343 条 (固定資産税の納税義務者) を改正する  
市議会の意見書を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 5 年 9 月 20 日  
(西暦 )

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉和彦 印 加 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( ) -

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉和彦
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

	第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
	受 理 年 月 日			令 和 5 年 9 月 20 日		14:05	
主 任	受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
							

地方税法343条(固定資産税の納税義務者)を改正する市議会の  
意見書と求むる附請書等 昭和5年7月20日 小倉市市評 大倉市長 小倉市議会議長宮下宣成 殿

附請書は地方税法343条の改正を強く求むる者ではありません。

右の意見は、「固定資産税は固定資産の所有者に課する。」と定むる  
ところ、右定むはそもそも納税の基本原理に違反するものではありません。

納税の基本原理は納税義務者に担税力があること、すなわち税金を  
負担する能力があることとを必要條件としており、固定資産の  
所有者であつても固定資産税の負担能力のない者は、日本全国で  
数百万人に達すると思われ、したがつて現行の地方税法は、

すなわち担税力の有る者から容赦なく固定資産税を徴税しております。  
附請書は、数年以内、天下の悪税である固定資産税を廃止する  
よう小倉市議会に附請し、市議会は不採択とした。

附請書は、当時、市議会議員に対し「やせ不採択か」と訊ねると、  
その答は、「固定資産税は市の重要な財源だから、廃止できない」と  
いうことではありません。附請書の考へるところ、このような市議会議員

は、市町村の既得権益を守る守川派であり、良民主義下の有権者を  
害する者ではありません。今や時代は下り、天下の悪税である固定  
資産税に対し何らかの差正措置を講ずるべき時に至つております。  
附請書の考へるところ、地方税法343条に但し書きを追加して、「たゞし  
住民税非課税者は納税義務者としぬ。」とすべしとあります。

住民税非課税者とは、年間の合計所得金額が45万円以下の者で  
あります。これは年金受給者の水準です。年金年額155万円  
(月額13万円)以下の者ではありません。附請書は、地方税法343条に  
上記但し書きを追加して改正するよう市議会か国会に対し意見書と  
提出するよう求むる者ではありません。以上

陳 情 文 書 表

5 陳情第 37 号

市長へのEメールにおいて送信者の質問文を添付して  
返答下さいとお願いする

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)



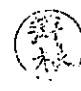




令和 5 年 9 月 25 日  
(西暦 2023)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]		
	氏 名	佐久間 昌己	印	ほか 人
	(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)			
	連 絡 先	[REDACTED]		

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先	( ) -		

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 5 年 9 月 25 日		15:50	
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和5年9月25日  
佐久間 昌己  
小金井市緑町 ■■■■■

件名 市長へのEメールにおいて送信者の質問文を添付して返答することを求める陳情書

小金井市の「市長へのEメール」はフォームに欠陥があり、送信内容が送信者の手元に残らず、事前に保存作業をしておかなければ、何を送信したか分からなくなってしまう非常に不親切な設計になっています。

したがって、せっかく返答を頂いても、自分がした質問が何であったかを失念してしまうことが間々あります。

ついては、回答を下さる折には、送信側の質問文を添付の上で、返答をして頂ければ助かります。

先日も市長へのEメールの返答を頂きました。

その際、内容について、心当たりがなかったので、何の質問への回答であるか問い合わせたところ、当方の質問ではなく別の方の質問への回答が送られてきておりました。

これは非常に重大なミスで、本来あってはならないことです。

しかしながら、これとて返答に質問者の送信文が添付してあれば当方もすぐ気づき、回答を送る側においても間違いを未然に防げたのではないかと推察されます。

つきましては、送信側の手間を省くとともに、行政側の間違い防止のために「市長へのEメール」においては送信者の質問文を添付し、これへの回答であることを明示した上で返答することをお願い申し上げます。

また「市長へのEメール」のフォームについて、送信内容が手元に残るような設計変更など模索して頂ければ幸いです。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 38 号

情報公開請求の決定期間延長の理由において  
 「業務繁忙」を部局判断で行わないことを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 5 年 9 月 25 日  
 (西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	佐々間 昌乙 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)                  (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年
受 理 年 月 日			令 和 5 年 9 月 25 日			15:50
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和5年9月25日  
佐久間 昌己  
小金井市緑町

件名 情報公開請求の決定期間延長の理由において

「業務繁忙」を部局判断で行わないことを求める陳情書

先般、小金井市教育長は令和5年8月9日付小教生発第223号ならびに令和5年8月10日付小教生発238号において「業務繁忙」を理由に情報公開の決定期間を延長しました。

この件に関し陳情者は以下のような質問を行っております。

「業務繁忙」を「やむを得ない理由」とするにあたっての基準、規定、準拠するもの等、客観的に指標するものがあればご提示ください。

これに対する総務部情報係の回答は以下のようなものでした

「業務繁忙」を「やむを得ない理由」とするにあたっての基準、規定、準拠するもの等、客観的に指標するものについての問ですが、「やむを得ない理由」について、概ね市では、ア 天災等不測の事態により短時間に決定することが困難であるとき、イ 検索、内容等の確認に時間を費やし、短期間に決定することが困難であるとき、ウ その他合理的理由により短期間に決定することが困難であるとき、としています。

「業務繁忙」については、上記ウに該当すると考えられますが、この判断をする場合、開示請求に係る公文書の量の多少、開示請求に係る公文書の開示・非開示の審査の難易、当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量と、実施機関の他の事務の繁忙等の事情も考慮して総合的に判断されるものです。

引き続き陳情者は以下のような質問を行いました。

「業務繁忙」の裁定について

令和5年8月23日付小企広発第92号の2ご質問事項②⑤⑥についての(1)において「業務繁忙」についての判断方法の記述がありますが、当該質問案件(小金井市市政情報公開決定期間延長通知書(令和5年8月9日付 小教生発第223号)における生涯学習部の状況は「業務繁忙」であったか否かの裁定を願います。

p s

当該回答は総務課情報係よりなされていますが、裁定の結果については市の公式見解としてご提示ください。

これへの回答は以下になります。

小総総発第86号

令和5年9月12日

小金井市長 白井



市長へのEメールについて(回答)

平素より小金井市政に関心を頂きありがとうございます。

令和5年9月6日付けで送信された市長へのEメールについて、次のとおり回答します。

情報公開の期間延長に係る決定に関して、実施機関は生涯学習課であり、総務課は、実施機関よりその決定に係る事務のみを委任されていることから、業務繁忙か否かを裁定する権限がございません。

(連絡先)

東京都小金井市本町六丁目6番3号

小金井市総務部総務課情報公開係

電話 042-387-9926

回答によれば、業務の繁忙状況に関し、総務課にはその裁定権はなく、また、市の公式見解を求めているにも関わらず、これへの返答がないこと、さらに期間延長の決定権は生涯学習課にあると強調していることから「業務繁忙」を決定するのは業務を行っている当事者らであるように読み取れます。

しかしながら、公務員に限らず職員等の労務管理において、勤務評価を自らがするなどということはありえず、少なからず上部組織もしくは上長などによる査定が必要なことは明らかであり、もし働き方の程度を自らが決め「業務繁忙」の認定を勝手に下せるような状況があれば、それは当事者らによるサボタージュ行為を誘発する原因にもなりかねません。

今次の「業務繁忙」の理由について生涯学習課は以下のように述べております。

情報公開請求をいただいた案件について、回答をお待たせしてしまい申し訳ございません。

生涯学習課においては、7月は3人、8月14日時点では2人の正規職員が不在となっており、業務を滞りなく継続するため、職員一同全力で業務に当たるとともに、庁内の理解を得て、複数の課から応援を求め対応に努めてきたところであります。

市民生活に影響を及ぼすことのないよう業務を継続することは必須の責務でありますが、通常より少ない職員で対応せざるを得ない状況であったため、やむを得ず、情報公開決定期間を延長させていただくことといたしました。請求をいただいた資料をお渡しする時期が遅くなってしまい、非常に申し訳なく思うところです。

請求いただいた資料がより早くお手元に届くよう、引き続き準備してまいりますので、何卒、事情ご推察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

確かに当該期間における当課の状況は下図のようであり、職員が多少少なかったなどのレベルに留まらずほとんど瓦解に近い状態にあります。

部	課	員	欠	係	員	欠	課	員	欠	課	員	欠	課	員	欠
生涯学習課	生涯学習課	34	人	生涯学習課	9	人	生涯学習課	2	人	生涯学習課	2	人	生涯学習課	2	人



しかしながら、ここまでの状況になれば、当然、市長なり教育長なり、それ相応の上部権限者の裁断を仰ぐべきであり、生涯学習課において、そのようなアクションを行ったかについて陳情者は以下の質問を行いました。

- ③生涯学習課の正規職員不在について市長はこれを知っていたかについてお知らせください。
- ④生涯学習課の正規職員不在について教育長はこれを知っていたかについてお知らせください。
- ⑤生涯学習課の正規職員不在について総務部はこれを知っていたかについてお知らせください。

さらに追加で以下の質問も行っております。

- ⑥生涯学習課の正規職員不在について市長からの指示はあったか。あった場合、それはいかなるものだったかをお知らせください。
- ⑦生涯学習課の正規職員不在について教育長からの指示はあったか。あった場合、それはいかなるものだったかをお知らせください。
- ⑧生涯学習課の正規職員不在について総務部からの指示はあったか。あった場合、それはいかなるものだったかをお知らせください。

これらへの回答は以下になります。

③市長が知っていたか

今回の件については、都度、状況を報告しています。

④教育長は知っていたか

今回の件については、教育委員会の長として、速やかに状況を報告しています。

⑤総務部は知っていたか

都度、状況を報告しておりました。

⑥市長から指示はあったか、どんな指示だったか

今回は、庁内的にも珍しいケースであり、厳しい状況が当面の間続くこととなるが、課内及び部内一丸となって乗り切っていただきたい、との趣旨で発言がありました。

⑦教育長から指示はあったか、どんな指示だったか

今回は、庁内的にも珍しいケースであり、厳しい状況が当面の間続くこととなるが、課内及び部内一丸となって乗り切っていただきたい、との趣旨で発言がありました。

⑧総務部から指示はあったか、どんな指示だったか

会計年度任用職員（時給制）の配置及び他部署からの応援について助言を受けました。

これらの回答によれば、市長ならびに教育長および総務部においても事態は把握されており、とくに総務部においては他部署からの応援などの助言まで立ち入り、現に以下の陣容で人員の補充が実施されています。

②他部署からの応援体制

人数…4人

期間…適宜

職員…子育て支援課手当助成係長、納税課管理係主任、公民館庶務係主任、議会事務局庶務調査係主任

従って、今次の生涯学習課における組織崩壊にも匹敵する問題に対しては、市長ならびに教育長などのトップをはじめとし総務部など所管部署による正式な関与があったと解され、全庁的なバックアップにより、当然、業務を滞りなく継続させる体制を堅持するよう手配がなされたと思われます。

逆に、業務を滞りなく継続する責務を負っている市長ならびに教育長が、この状況に対し適切な差配をせずに「業務遅滞」を引き起こしたとなれば、それは彼らの瑕疵ということになり、その責を負うこととなりますが、状況的には市長部局からの応援など、それ相応の対応はなされたと判断されます。

従って、ここに全庁的な支援がなされているのに、生涯学習課がいたずらに情報公開作業の延長を「業務繁忙」との理由で決定したのは、自らの労務水準を勝手に裁量した一種のサボタージュ行為であるとして、これの撤回、ならびに、今後は「業務繁忙」認定を当事者らにまかせず、外部部署が適正な評価基準を基に行うよう求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第39号

市民から預かった文書類を軽易と判断する慣例  
 もしくは風潮を改めることを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)







令和 5 年 9 月 25 日  
 (西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	吉地 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)          (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 25 日		15:50		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宮下 誠様

令和5年9月25日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 市民から預かった文書類を軽易と判断する慣例もしくは風潮を

改めることを求める陳情書

先般以下のような内容で市に質問を送りました。

市民の委員応募資料を軽易な文書とする総務課文書係の説明について

先般、審議会等の市民公募において応募資料が収受簿にないことについて総務課文書係に問い合わせたところ、軽易なものに関しては収受簿への記載はしなくて良いとの返答を頂きました。

その際、市民公募の応募資料が軽易なものであるとの理由として

- ①選考結果が出たら論文等は返却するので重要な物とはならない
- ②委員募集においては応募者が一人か二人しかいない場合もあるので軽易である等の回答を頂きました。

しかしながら市民公募の応募資料は応募者の個人情報や一生懸命書かれた論文などがあるのだから、それは軽易なものではないのではと問うたところ、それはそちら様の個人的な考えだといわれました。

つきましては、この軽易であるとの規準について、文書管理の指導を行うべき総務部ならば、ひいては市長了解済みの市の見解であるかについて確認を求めます。

これに対し、後日、次のような回答を頂きました。

小総総発第87号  
令和5年9月14日

小金井市長 白井



市長へのEメールについて (回答)

平素より小金井市政に関心を頂きありがとうございます。

令和5年9月6日付けで送信された市長へのEメールについて、次のとおり回答します。

先日お問合せいただいた内容ですが、審議会等の市民公募において応募資料（以下「応募資料」という。）に収受した番号が付されない場合があるのかとのお話をいただいたと認識しております。

このことについて、①小金井市文書管理規程第9条第1項の規定に照らすと、軽易な文書等については、収受した番号を付さないこともできる旨、②軽易な文書等の判断については、実際に応募資料を取り扱う所管課にて行うこととなる旨を回答したと認識しております。

また、お話の中で、返却などの応募資料の取扱いや応募者人数のお話もありましたが、総務課からこれらの理由によって応募資料が軽易であるとの回答はしていないと認識しておりますので、何卒ご理解のほどよろしく申し上げます。

(連絡先)

東京都小金井市本町六丁目6番3号  
小金井市総務部総務課文書係  
電話 042-387-9805

この回答によれば、当方が電話口にてお伺いした審議会等への市民応募資料を市が「輕易」と判断している理由について、文中にあるような回答はしていないとの返事になっております。

また、具体的な案件に関しては担当課の判断だとも明言しております。

従って、公募に係る応募資料を「輕易」として収受番号を付与せず業務を行っている各所管部署においては、質問文中にある

①選考結果が出たら論文等は返却するので重要な物とはならない

②委員募集においては応募者が一人か二人しかいない場合もあるので輕易である

との理由以外により、それを「輕易」と認定するための合理的な説明を求められることとなります。

つきましては以下の審議会について、その説明を求めます。

- ① 社会教育委員の会議
- ② スポーツ推進審議会
- ③ 奨学資金運営委員会
- ④ 若者討議会
- ⑤ 男女平等推進審議会
- ⑥ 情報公開・個人情報保護審議会
- ⑦ 空家等対策審議会
- ⑧ 環境審議会
- ⑨ 児童発達支援センター運営協議会
- ⑩ 子ども・子育て会議
- ⑪ 地域公共交通活性化協議会
- ⑫ 東小学校運営協議会
- ⑬ 図書館協議会
- ⑭ 公民館運営協議会

なお、前段の理由が不合理な場合、個人情報や心血を注いで書かれたであろう論文が付随する市民からの文書に対し、仮にも公務員が「輕易」であるとの規定を行ない、恬として恥じ入る様子もないような慣例もしくは風潮について改めて頂きたいお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 40 号

小金井市文書管理規程第 9 条の「輕易」についての定義を

明確にし、全庁的に統一した運用を図ることを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 5 年 9 月 25 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]				
	氏 名	佐々木 昌己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	[REDACTED]				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	( ) -				

(宛先) 小金井市議会議長

第 1 ガイド 請願・陳情		第 2 ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 25 日 15:50				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



小金井市議会議長 宮下 誠様

令和 5 年 9 月 25 日

佐久間 昌己

小金井市緑町 [REDACTED]

件名 小金井市文書管理規程第 9 条の「輕易」についての定義を明確にし、  
全庁的に統一した運用をすることを求める陳情書

先般、市に対し以下のような質問をさせていただきました。

市民公募応募資料の收受処理について

小金井市文書管理規程第 9 条によれば「收受又は発送する文書及び電子文書には、輕易なものを除き、市及び所属部課の頭文字 1 字を付け、市が受けるものには収を、市が発するものには発を付け、それぞれ文書管理システムにより指定された番号を付さなければならない。」とされています。

ところで、審議会の市民公募などの応募資料においては、これを輕易なものとしみなし收受処理を省いているケースがあると聞き及んでおります。

つきましては以下についてご回答願います。

①社会教育委員・スポーツ推進審議委員・奨学資金運営委員の市民公募応募資料について收受処理の状態をお知らせください。

②①で收受処理をしていない場合、市民公募の応募資料を輕易なものとした規準、規定、もしくは合理的な理由などがあればお知らせください。

これへの回答は以下のようなものでした。

1 社会教育委員及びスポーツ推進審議会委員の公募資料について

社会教育委員及びスポーツ推進審議会委員の公募資料については、收受年月日の分かる收受印を押印しておりましたが、收受番号を付番しておりませんでした。

選考に係る起案で応募状況を集計・記録していることから、公募資料の收受番号での管理を省略しておりました。

今後につきましては、類似の文書等の取扱いについて課内で検討してまいります。

この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

2 奨学資金運営委員会委員の公募資料について

奨学資金運営委員会委員の公募資料については、收受印の押印及び收受番号の付番をしておりません。

ご指摘の応募資料は、選考後、直ちに応募者に返却する書類であり、選考に当たって応募状況を記録・集計していることから、收受番号の付番は省略しております。

今後につきましては、受付日を記録するため、押印について課内で検討してまいります。

これによると、ここに提示された審議会等の応募資料については收受番号をつけていないようです。

また、その理由については

- ① 応募状況を記録・集計しているから
  - ② 直ちに応募者に返却するから
- などの理由が述べられています。

しかしながら、①の理由は「輕易」な物の処理法を言っているのであり、応募資料が「輕易」であることについての説明ではありません。

また、②については個人情報や履歴などが書かれた応募資料は手元に残されるわけですので事実を表しておりません。

従って、現状において審議会等の応募資料が「輕易」であるとの合理的な説明はなされておらず、ここにあげた生涯学習係、スポーツ振興係、庶務係は不合理な仕事をしていることとなります。

不合理という点について、さらに申し上げるなら、万が一①が庁内で横行していたら、あらゆる記録、集計は職員のメモ書きで済んでしまうことになり、これは、無い物を収受したり、有るものを収受しないとすることが可能になるため、いかに物事を重要に扱わないか（＝適当に扱うか）についての方法ということになり、正確な記録を残さなくてはならない公務員が平然とこれを行っていることは大きな問題であると考えます。

いずれにしましても、審議会等の応募資料が「輕易」であるとの合理的な説明はなされていませんので、重ねてこれを求めるとともに、それが不合理な場合、小金井市文書管理規程第9条の「輕易」についての定義を明確にし、全庁的に統一してこれの運用にあたることを求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 41 号

客観的な証拠を提出できない公務員の業務  
のあり方を改めることを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 5 年 9 月 25 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]
	氏 名	松井 豊 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( )

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 25 日		15:50		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議員 松井 豊様

令和5年9月25日

松井 豊

小金井市貫井南町

件名 客観的な証拠を提出できない公務員の業務のあり方を改めることを求める陳情書

先般、市に対して以下のような質問を差し上げた方がおられ、

令和5年に行われた社会教育委員の公募において以下についてお知らせ下さい。

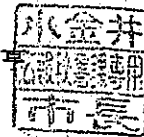
- 1) 応募人数は何人でしたか？
- 2) 1) の応募人数であったことを客観的に証明できる証拠資料をご提示ください。

以下のような回答をもらったとのことでした。

小企広発第102号

令和5年9月21日

小金井市長 白井



市民の声に寄せられたご意見・ご要望等について (回答)

日ごろより当市の生涯学習行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。  
ご質問いただきました件について、以下のとおり回答申し上げます。

市報こがねい5月15日号にて募集した社会教育委員の公募委員につきましては、  
5月31日の申込期限までに4名の方から応募がありました。なお選考結果につきましては、  
市報10月1日号にて公表いたしますのでご確認いただければ幸いです。

この回答において市側は質問者が求めている客観的証拠を提示しておりません。  
従って、社会教育委員の応募者数については、市側の言があるのみです。

このような事案に対して、しばしば職員が数字を言っているのだから、それを信用すべきであるとの論法を振りかざす方がおられますが、信用とは信用に足る行動があつて初めて信用に値するのであり、今回の様に自らのなした仕事を客観的な記録として提出しない公務員に対して性善説で臨むことは、どだい無理なことであるとの認識は是非とも共有して頂きたく存じます。

つきましては、社会教育委員の応募者が本当に4名であったかについて収受簿などのような物理的な証拠の提出を求めます。

万が一、これが出せない場合、裏付けがとれないような仕事をする公務員がいる小金井市役所では困りますので、このようなあり様は早急に是正すべきとして、その原因究明ならびに今後このようなことを起こさないための業務の改善を求めます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 42 号

応募者の人数について確認のとおり社会教育委員  
の選挙についてそれが適正に行われたかの調査を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 年 9 月 25 日  
(西暦 2023)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	宮崎 久男 <span style="float: right;">ほか 人</span> <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 25 日		15:50		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

宮下誠

小金井市議会議員 〇〇〇 様

令和5年9月25日

宮崎 久男

小金井市東町 〇〇〇

件名 応募者の人数について確認のとれない社会教育委員の選考について  
それが適正に行われたかの調査を求める陳情書

先般、市に対して以下のような質問を差し上げました。

令和5年に行われた社会教育委員の公募において以下についてお知らせ下さい。

- 1) 応募人数は何人でしたか？
- 2) 1) の応募人数であったことを客観的に証明できる証拠資料をご提示ください。

これに対し、市の回答は以下のようなものでした。

小企広発第102号  
令和5年9月21日

〇〇〇

小金井市長 白井 〇〇〇

市民の声に寄せられたご意見・ご要望等について (回答)

日ごろより当市の生涯学習行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。  
ご質問いただきました件について、以下のとおり回答申し上げます。

市報こがねい5月15日号にて募集した社会教育委員の公募委員につきましては、  
5月31日の申込期限までに4名の方から応募がありました。なお選考結果につつま  
しては、市報10月1日号にて公表いたしますのでご確認いただければ幸いです。



この回答において市は質問者が求めている証拠を示していません。

つきましては、社会教育委員の応募者が本当に4人であったかについて収受簿などのような確かにそれが証明できる証拠の提出を重ねて求めます。

万が一、客観的な証拠がない場合、応募人数の記録は改竄できることになり、3人定員のところに4人目を入れて、意に添わぬ人を落とすなどの不正を行うことができます。実際の話、陳情者は面接日に現場にいましたが、面接を待つ方は私を含めて3人であり、4人目の方は、いつ面接されたのか不思議に思っております。

つきましては、社会教育委員の公募において、応募資料は確かに4通收受されているのか、また、面接は本当に4人であったかについて、客観的な証拠の提出を求めた上で、選考が適正に行われたかについてご調査頂くようお願い申し上げます。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 43 号

机本印くなどの行為をす教育長の任命について  
その再認定をを行うことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 5 年 9 月 29 日  
(西暦2023)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>				
	氏 名	吉池 義雄 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>				

発言を申し出ます。

発言者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	( ) -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 9 月 29 日		14:36		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宮下 誠 様

令和5年9月29日

吉池 義雄

小金井市前原町

件名 机を叩くなどの行為をする教育長の任命について

その再認定を行うことを求める陳情書

先般の2023-06-12から13にかけての厚生文教委員会の席上以下のようなやりとりがありました。

○森戸委員

「～教育長、申し訳ないけど、いつも教育長は自分の意に沿わない発言があると机をたたかれたりされるんですが、それはおやめいただけないでしょうか。私達も冷静に議論をしようとしているわけですから、お気持ちは分かりますが、ぜひそこは抑えていただきたいし、委員長の方でも整理をしていただきたいと思います。こういうことが続くようでは、正常な質疑ができません。休憩して、教育長にその点しっかり正していただきたいと思います。」

○大熊教育長

「先ほどの私の行動は、大変申し訳なく思っております。以後このようなことのないように気を付けたいと思います。」

○森戸委員

「大変遺憾でありまして、ぜひ今後とも、お互いというか、冷静に話し合う、議論をするということだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。」

当初、動画や議事録を確認するまで、にわかには信じられませんでした。教育長は森戸委員の指摘に対し正式に謝罪しているところから、机を叩いた事実はあったこととなります。

ところで、教育基本法の第四条によると「教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と書かれています。

従って、教育長は、市長ならびに議会によって、その人格の高潔性について、評価もしくは多少強い言葉でいうなら監視対象である事になります。

つきましては、今次の教育長の行為に対して、以下の3点に関し任命権や同意権を有する市長ならびに議会においては、その任命についての再認定が必要である考え、これを求めます。

- ① 委員会などで机を叩くなどの行為をする教育長を高潔な人格であるとして教育長職を継続させるのか。
- ② 委員会などで机を叩くなどの行為に対して謝罪した、その後の教育長の人格は高潔とみなして教育長職を継続させるのか。
- ③ 以降、教育長が委員会などで机を叩くなどした場合には、教育長の人格の高潔性に対していかなる評価をして、教育長職の継続についてどう規定するのか。

陳 情 文 書 表

5 陳情第44号

小金井市議会に対し国合は国民年金法24条を改正するよう  
 求める意見書を提出することを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和5年10月2日  
 (西暦)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉和彦 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)          (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	( ) -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉和彦
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 10 月 2 日		15:10		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

別紙

小倉市議会議員長 宮下 誠 殿 令和5年10月2日

小倉市議会に對し 国会は、国民年金法24条を改正するよう  
求める意見書と提出することと求める附帯書 小倉市本庁 [REDACTED]

大倉和彦

後期高齢者にとって国民年金は生活の命綱であり得ます。附帯書は  
小倉市市長納税許しの住民税の滞納を理由として国民年金を差し  
押さえる、取り立てることと禁止するものと考へる者であり得ます。国民年金法  
24条(受給権の行使)は憲法法律であり得ます。その理由として  
述べます。その一つは、その旨は、「給付を受ける権利は差し押さえる  
こととできない。これら老令基礎年金又は付加年金と受ける権利を  
差し押さえる場合は、これを認めない。」と定められています。国民年金は  
老令基礎年金、付加年金、障害年金、遺族年金の四項目から構成されて  
いること。国民年金の通常の受給権者は、老令基礎年金しかありません。  
通常の受給権者は、付加年金、障害年金、遺族年金の対象にはなりません。  
したがって、法24条は、受給権の行使というべきであり、その中味は、  
国民年金は差し押さえることと認めないこととあり得ます。これは、単純  
無効であり、国民と欺く法律であると言ふ外ありません。その一つは、  
通常法律は、本文がメイン規定であり、これに書かれた例外規定はあり得ます。  
したがって法24条は、これに書かれた例外規定が本文と認められるべきであり、  
その意味で、本文と例外規定が矛盾する構造にあり得ます。このような  
奇妙な法律は廃止するべきであり得ます。

さて、現行の法24条より、国民年金の老令基礎年金の差し押さえる  
はとらざるが、18-18-1に定めることとあり得ます。国民年金法施行令34条  
は差し押さえる停止財産額として夫婦以下月額14万5千円と定め得ます。  
1人暮らし月額7万2500円とあり得ます。この金額は、公租公許、会費、  
水道光熱費、雑費の合計を含まない金額とあり得ます。他方、生活保護費の  
給付は、夫婦以下月額28万円、1人暮らし月額14万円とあり得ます。

二水と有るは、国税徴収法は国民を以て之の不及り有る。其の三は、  
小倉市納税課は、繰り延べ徴税を行ふは、差押之禁止財産  
の柔軟性は全く有らざらん。繰り延べ徴税の支給により、結局、滞納  
課税の金額を取り立てるは延びと成りて有る。其の四は、可処分  
所得の解釈を国と小倉市市民課課により異なることと有る。  
税法の構造として、可処分所得は税率を掛けて所得税より住民税の  
課税を算定し得る。すなわち国は納税者の生活実態に配慮して解釈  
運用を有るとす。小倉市市民課課は、金額上の差のみを算定し、生活  
実態は一切配慮せず、機械的に算定し得る。故より、小倉市市民課課  
は、住民税の賦課において極めて残忍な課税をして有る。二二下  
賦課とは率自時代より使われし用語を有る。其の民主主義的  
な空気は一切なく、市町村に於ける税の賦課は、職権課税下あり。  
国における民主主義的な申告の雰囲気は全く有らざらん。従ひて  
附帯者の爲之とす。現行の国民年金の差押之取立てを遮断する  
現実的の手法は、法24条の改正を以てその事文を維持し、大たし妻を  
排除するといふ市議が最善の策と爲之るも不及り有る。よて、附帯者  
は、小倉市議会に対し、首領の意見書の提出を求め有る。以上。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 45 号

物価高騰等による燃料費補助支援の拡充を求める
陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)








令和 5 年 10 月 3 日  
(西暦 )

陳情代表者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]				
	氏 名	小金井・国分寺周辺民主協工会 小林 功 <span style="float: right;">ほか 人</span> (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)				
	連 絡 先	[REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	( ) -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 10 月 3 日 11:11				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



2023年10月3日

(宛先) 小金井市議会議長

小金井・国分寺国立民主商工会

小金井市本町

小林 功

## 物価高騰等による燃料費補助支援の拡充を求める陳情書

長期化している新型コロナウイルス感染症、及び原油価格や物価等高騰の影響を受け、市内の中小零細業者は厳しい状況に置かれています。

小金井市は中小企業者等（建設業、製造業、運輸業及び卸売業）に対し、事業経営に必要な燃料の購入費用として、購入金額に応じ1万円から10万円を補助するよう予算が成立したとのことです。

しかし、物価高騰のあおりを受けている業種は多岐に渡っており、4業種だけではありません。他市の原油価格や物価等高騰対策の事例では、全業種を対象にしている市が11市あると聞いています。

中小企業・小売店は、新型コロナ感染症で打撃を受けた上に、4業種と同様に原油価格や物価高騰のあおりを受けており、除外されたことは理解に苦しみます。

小金井市において、以下の点を早急に行うことを、市議会からも働きかけてください。

1. 風俗営業法における業種以外の中小企業・小売店等への原油価格・物価高騰に対する燃料費補助支援を行うこと。
2. 4業種対象の補助金額は最大10万円までに限定されています。近隣他市と比較し半分程度の規模しかなく、補助金額の増額を求めます。
3. 技術の向上や地域の安定的な雇用の維持などによる事業の「持続的発展」を掲げた小規模企業振興基本法の設立に基づき、小規模企業を日本経済の主役にするために、持続可能な更なる支援を拡充すること。

陳 情 文 書 表

5 陳情第 16 号

小金井宮地楽器ホールを市民の利用しやすい様に  
 改善を求めます

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和<sup>5</sup>年10月3日  
 (西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	川住 素子 [REDACTED] ほか / 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)                  (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	( ) -

(宛先) 小金井市議会議員

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 5 年 10 月 3 日		12:14		
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
